

MRI ECONOMIC REVIEW

2015年11月30日
株式会社三菱総合研究所
政策・経済研究センター
森重 彰浩・東 暁子
白戸 智・武田 洋子

TPP 実現の日本経済への影響

ポイント

- 世界最大規模の多国間自由貿易協定の成立により、日本の自由貿易圏比率は37%へ上昇
- 合意内容を踏まえた関税引き下げの経済効果は+2.3兆円と試算、非関税障壁解消の効果も大きい
- TPP発効にはなお曲折が予想されるも、中国を含む他の自由貿易協定の加速と質向上に期待

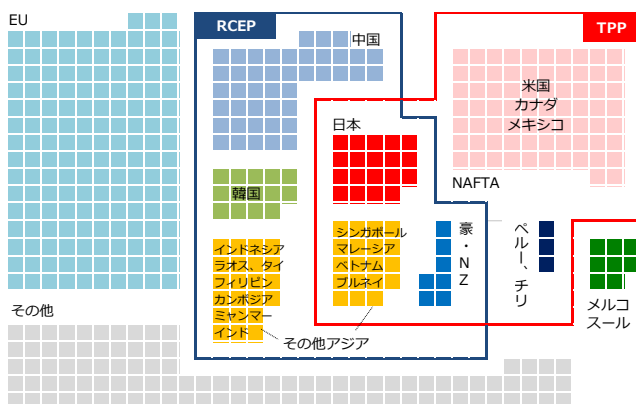
(1) TPPの全体像

世界最大規模の多国間自由貿易協定が誕生

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は15年10月に大筋で合意した。参加12カ国¹を合わせると、世界のGDPの36%、世界の貿易額の26%を占める(図表1)。各国の批准により成立に至れば、広域の国・地域の自由貿易協定として、世界最大規模となる。

日本は、TPP参加12カ国のうち8カ国²とすでにFTA(自由貿易協定) / EPA(経済連携協定)を締結している(15年3月現在)。こうした中でのTPP実現の意義として、①日本の最大の輸出先である米国との協定締結、②個別FTA/EPAを上回る関税撤廃率の実現に加え、③知的財産権、電子商取引、金融サービスなどサービス分野でのルールの共通化、④投資や政府調達分野における規制緩和などにより多国間でのサプライチェーン構築を促す効果、が挙げられる。

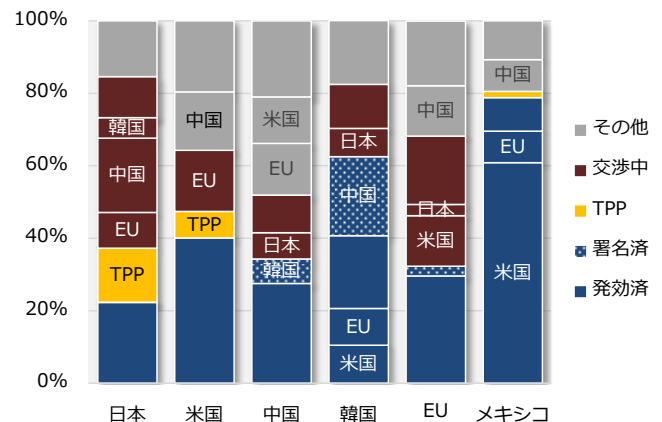
図表1 日本をめぐる多国間自由貿易協定の概況



注：各地域の面積は輸出入金額(米ドル)に比例。東アジア地域包括的経済連携(RCEP)は交渉中。

出所：World Bankより三菱総合研究所作成

図表2 相手国別の貿易額シェアとFTA締結状況



注：各国の輸出入額に占める相手国別のシェア。

出所：通商白書2015、RIETI-TIDより三菱総合研究所作成

¹ 豪州、NZ、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム、日本。

² ベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポール、豪州、チリ、ペルー、メキシコ。

日本の自由貿易圏比率は 22%から 37%へ

TPP が成立すれば、日本の貿易額に占める自由貿易圏比率 (FTA/EPA を締結している国の比率) は 22%から 37%に拡大する (図表 2)。貿易自由化に積極的なメキシコ (81%)、韓国 (62%)、米国 (47%) に比べれば、まだ低いものの、中国や EU に並ぶ水準となる。政府は、『日本再興戦略』改訂 2015』の中で 18 年度までに同比率を 70%以上に引き上げることを目標 (KPI) に掲げているが、目標達成には、現在交渉中の日中韓 FTA や日 EU・EPA の実現が欠かせない。

もっとも、TPP が成立したとしても、全ての関税が直ちに廃止される訳ではない。特に農産物 5 品目 (米、麦、牛・豚、乳製品、甘味資源作物) の輸入について、国別枠は拡大されたものの、国家貿易制度や差額関税制度は維持され、枠外輸入には引き続き高い関税が課される。一方で、農産物 5 品目以外では一部品目を除いて関税撤廃で合意され、野菜や果物、鶏肉、水産物などではおおむね 11 年目までに関税が撤廃される見込み。輸出入品目全体では 95%が関税撤廃の対象となる³。

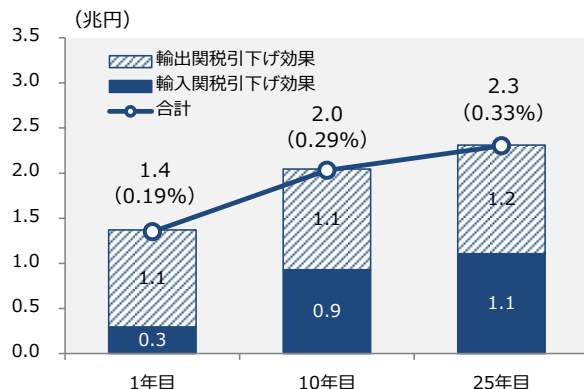
(2) 関税引き下げによる日本経済への影響

関税引き下げによる GDP 押し上げ効果は 2.3 兆円

TPP 実現による日本経済への影響はどの程度か。合意内容とスケジュールを踏まえ、関税引き下げによるモノの貿易を通じた経済効果について、経済連携効果の分析に広く用いられる GTAP モデル⁴で試算を行った。実質 GDP の押し上げ幅は、発効直後の 1 年目に+1.4 兆円 (GDP 比+0.19%)、段階的関税削減も含め、ほぼ全ての効果が出尽くす 25 年目までに+2.3 兆円 (同+0.33%)との結果が得られた (図表 3)。

効果の内訳をみると、+2.3 兆円 (25 年目) の押し上げのうち、輸出関税の引き下げの効果が+1.2 兆円、輸入関税の引き下げの効果が+1.1 兆円と推計される。輸出関税の引き下げは、即時撤廃の比率が高いことから、発効 1 年目から効果が期待できる一方、輸入関税の引き下げは、段階的に実施されるものが多く、効果の発現には時間を要するとみられる。

図表 3 TPP 関税引き下げの経済効果

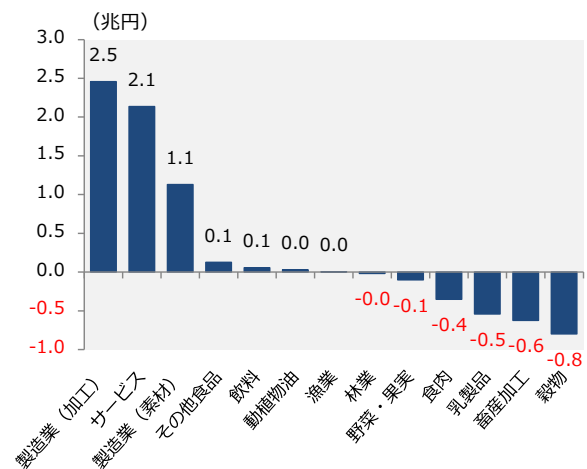


注 1: 括弧内は実質 GDP 比。横軸は TPP 発効後の経過年数。各時点の関税率を当てはめて計算。

注 2: 1 年目は労働と資本のセクター間移動を制限、10 年目は非熟練労働のみ移動を制限、25 年目は制限なし。

出所: 三菱総合研究所作成

図表 4 TPP 関税引き下げの業種別影響



注: 業種別の付加価値の変化額 (発効前→25 年目)

出所: 三菱総合研究所作成

³ TPP 交渉参加国の関税撤廃率を比較すると、日本を除く全ての参加国が 99%~100%の関税撤廃率となっており、農産物 5 品目の関税を維持した日本のみが 95%と低水準での妥結となった。

⁴ GTAP は応用一般均衡モデルと呼ばれ、短期的な影響ではなく、中長期的な経済の均衡状態を求めるモデル。関税率の変化によって生じる経済構造調整 (資本や労働の再配置など) を終えた状態とそれ以前の状態を比較して効果を算出。

輸入関税の引き下げは、上記推計のとおり、マクロ全体で見ればプラスに寄与する。輸入品の流入などから農林水産業を中心に付加価値の減少が予想されるが（図表4）、食品価格下落などによる物価の下落が家計の実質所得を押し上げる効果がこれを上回るとみられるためだ。食料品の国内供給のうち16%が輸入品（13年度）であり、関税撤廃や小麦等のマークアップ率⁵の削減により、国内販売価格の低下が見込まれる。食料品価格下落は家計や飲食業、食品加工業にはプラスとなろう。農林水産業の経営環境は、関税引き下げのみに着目すれば厳しくなるが、生産性向上へ取り組むことで付加価値向上の余地はある。

（3）サービス・投資分野での自由化の影響

非関税障壁の解消に向けてのルール整備が進展

TPPの合意内容のうち、関税の引き下げはごく一部に過ぎず、その大半はサービスや投資分野の自由化に割かれている。知的財産権・著作権の権利者保護強化や、投資元企業に対する不当要求の禁止、政府調達透明性の確保、税関・貿易手続きの円滑化など、非関税障壁の解消に向けて必要となるルールが取り決められた（図表5）。WTO協定や日本が締結済みの既存のFTA/EPAを超える高いレベルの規定も多く、非関税障壁を一段と下げ、サービスや投資も含めた経済取引の自由度を高める内容と言えよう。

図表5 サービス・投資分野での主な合意内容

<p>➤ 知的財産・著作権 → 権利者の保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権の保護期間が現在の50年から70年に ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律 取り締まりや賠償金請求の手続きを容易にし、海賊版対策を強化 ・医薬品の開発データ保護期間の統一（5～12年を一律8年に） 日本はもとも8年だが、新興国や豪州の保護期間が5→8年になることで製薬会社の投資環境改善 	<p>➤ 投資 → 投資企業に対する不当要求の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資受入国が投資企業に対し、不公平な投資条件を課すことを禁止 新興国市場への進出（インフラ輸出、卸小売、製造業など）にはプラス材料 ・投資企業が不当な扱いを受けた場合に、相手国を投資紛争解決国際センターなどに訴えることができる仕組みを導入（ISDS）
<p>➤ 電子商取引 → 営業・取引の自由化、権利保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽や映像などの電子データを国境を越えて取引する際の関税は無税 ・ソフトウェアの設計図にあたるソースコード開示を求めるとを禁止 	<p>➤ 政府調達 → 透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国政府などが基準額以上の物品・サービスを調達する際は公開入札を原則とする ベトナム、マレーシア、ブルネイは、政府調達市場への日本企業の参入機会を初めて国際約束として規定
<p>➤ 電気通信サービス → 参入規制緩和、利用者の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興国における携帯電話事業などへの外資参入規制の緩和（許認可手続きの明確化） 日本の大手キャリアの海外展開が促進される可能性 	<p>➤ 税関・貿易手続き → 円滑化・透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急送貨物の迅速な税関手続きを確保するため、6時間以内の引取を明記 急送貨物は中小企業も利用頻度が高く、クロスボーダーのサプライチェーン構築にプラス ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け
<p>➤ 金融サービス → 参入規制緩和、利用者の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資系の金融機関に対する「差別的扱い」を禁止（支払い・決済システムへのアクセス改善） 地方銀行の海外展開や旅行者の利便性向上にプラス 	

出所：政府公表資料より三菱総合研究所作成

日本企業の海外展開におけるリスク軽減・参入機会拡大に期待

日本企業の海外展開は、新興国を中心に拡大傾向にある。TPPによるサービス・投資分野でのルール整備は、日本企業の海外展開におけるリスクを軽減し、参入機会を拡大する効果が期待される。特に非製造業では、現地政府の裁量的な許認可など非関税障壁の存在が、海外事業展開上のリスクとなるケースが多い。TPPの成立により統一かつ透明性の高いルールが整備されれば、金融業や通信業、小売業、物流業など非製造業も含めた日本企業の海外進出に追い風となろう。

もっとも、日本企業のアジアでの主な進出先である中国、タイ、インドネシアなどは現時点ではTPPに参加しておらず、TPP発効当初のサービス・投資分野での影響は限定的かもしれない。しかしながら、

⁵ 政府が輸入する価格に対する、政府が国内業者に売り渡す価格の比率。

アジア諸国の一部では既に TPP への参加検討を表明している国もある（インドネシア、タイ、フィリピン、韓国など）ほか、現在交渉中の RCEP や日中韓 FTA も、TPP のサービス・投資分野での規定がメルクマールの一つとなる可能性がある。海外現地法人からの配当などの直接投資収益の受取は 9.1 兆円（14 年度）に上っており、非製造業も含めた海外展開の促進は、所得収支の受取増加を通じて、GNI（国民総所得）の増加に寄与するであろう。

前述の経済効果（※TPP 発効後 25 年目で 2.3 兆円）は、あくまで関税引き下げのみによる効果であり、サービスや投資分野の自由化の効果は含まれない。TPP 参加国に対する日本からの直接投資残高が（TPP 発効後 25 年目までに）10%増加すると仮定し、2010-14 年の地域別の直接投資収益率をもとに効果を試算すると、直接投資収益の受取は 0.9 兆円（TPP 発効後 25 年目時点）の増加が見込まれる。

（4）今後の展望

米国の批准遅れにより、TPP 発効は 17 年以降にずれ込む可能性

大筋合意に達した TPP だが、その発効に向けてはなお曲折が予想される。 TPP の発効には、参加国の 85%以上（GDP 比）の承認が必要であり、全体の 60%強を占める米国の批准は欠かせないが、その米国での批准の遅れが懸念されている。米国では 16 年 11 月の大統領選挙に向けて、各党の候補者指名争いが過熱しているが、民主党のクリントンが労働組合票の取り込みを狙って「現時点では TPP を支持しない」と姿勢を覆したほか、共和党の指名争いで上位を争うトランプも TPP には否定的な立場だ。早ければ 16 年 4 月に成立との楽観論もある一方、こうした状況を踏まえると、米国の批准は大統領選挙後の 16 年末、ないしは 17 年 1 月の新政権誕生後に先送りされる可能性も十分に考えられる。

中国を含む自由貿易協定のスピードと質を高める効果に期待

TPP と並行して、日本は日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日欧 EPA などの多国間自由貿易協定の交渉を進めている。TPP 合意がテコとなり、他の交渉のスピードや質を高めることができれば、TPP を上回る経済効果が期待できる。 中国を含めたアジア広域での自由貿易圏を構築することができれば、クロスボーダーのサプライチェーン構築や成長するアジア市場の取り込みといった観点で、日本企業にとって大きなメリットとなる。

しかしながら、中国の自由貿易協定への取り込みは容易ではない。中国は「一帯一路」構想を掲げ、中央アジアさらには欧州方面に独自の自由貿易圏を築く構えだ。李克強首相は、日中韓 FTA や RCEP について、TPP ではなく中韓 FTA（15 年 6 月に署名、TPP に比べて関税やサービス・投資面での自由化のレベルは低い）をモデルに交渉を進めるべきとの姿勢を早くも表明している。今後の交渉は難航が予想されるものの、より高いレベルの自由化に向けてのイニシアチブがわが国には求められる。

TPP を含む広域経済連携は、日本企業にとってビジネスチャンスであるとともに国際競争激化ももたらす。特に農林水産業は短期的には影響が大きいとみられるが、海外との競争環境をテコに、従来の保護政策からの転換を図ることができれば、新陳代謝の促進と輸出競争力の強化により、強い農林水産業に生まれ変わることができる。農林水産業のみならず、TPP を健全なプレッシャーとして企業・産業の新陳代謝を高め、生産性向上につなげることが、日本経済の中長期的な成長力の底上げに結び付く。

《本件に関するお問い合わせ先》

株式会社 三菱総合研究所 〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

政策・経済研究センター 森重彰浩 東暁子 白戸智 武田洋子

電話：03-6705-6087 FAX：03-5157-2161 E-mail：morisige@mri.co.jp

広報部 峰尾 電話：03-6705-6000 FAX：03-5157-2169 E-mail：media@mri.co.jp